

Title	リチャード・C・オスボーン 小企業への申立
Sub Title	
Author	片岡, 一郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1952
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.45, No.6 (1952. 6) ,p.433(71)- 436(74)
JaLC DOI	10.14991/001.19520601-0071
Abstract	
Notes	論文紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520601-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

何なる事業も國王の必要に奉仕せしめられた。課税權は專斷的に行使され、裁判權は濫用された。然しこれ等に依つて恩惠を受けた特定の一部を除けば、如何なる身分に屬する人々も、特に新興市民階級はかかる状態に甚だ不満であつて、自由な活動領域を獲得して自己の經濟的向上を實現しようという欲求は、この種の人々の間において意外に根強かつた。封建階級も亦既得權の繼續を主張し、王權のかかる發展に對して極力反對したのであつた。

フランスに絶對王政が確立されたのは、ブルボン朝の開始に依つてであり、ルイ十三世を経て、ルイ十四世に至つて極點に達した。ブルボン朝の開祖アンリ四世は宗教戰爭直後の困難な時期に即位し、シュリー及びラフマの助力を得て、王權の復興・財政の確立・經濟的繁榮の復活等々、なすべき多くの事業に不撓の意志を以て當り、相當な業績があつた。然しフランスが中央集權國家として眞に目覺しい發展を遂げたのは、大方リシュリウの努力に負つた。ルイ十三世の治世の後半に登場したこの宰相は、經濟面において見るべき何等の成果も擧げ得なかつたが、君主權の擴大を促進したという意味で、政治面における業績には特に顯著なものがあつたのである。フランスはこの時期に有力な貴族の追放乃至處刑を敢行したばかりでなく、三部會の廢止・最高法院の權限の縮小・新教徒の彈壓等々、總じて王權の運營を妨害する一切の邪魔物を排除したのであつた。

た。ルイ十四世時代に入つて、先づマザランが登用され、リシュリウの政策を踏襲したが、治世方針の失敗から殘存封建勢力の猛烈な反對に遭遇した。尤もフロンドの亂と呼ばれたこの一揆は間もなく鎮壓され、亂後直ちに政界に復歸したマザランは困難な國際政局を調整し、以てフランス王權の擴大に貢獻したのであつた。マザランの死後、ユルベールがルイ十四世の側近として手腕を振つたが、國王のこの愛顧者は各種産業の國營を斷行して國王の經濟力を培養し、官選の知事に各州の行政を擔當せしめて國王の政治力を強化し、以て國王大權の擴大を企圖すると共に封建的殘滓の徹底的な驅逐を意圖したのであつた。然し自由な過去を経験したことのある封建階級が、王權のかかる發展の前に意氣沮喪する筈はなく、没落の運命にあつたこの階級も、將來を期して實力を蓄積しつつあつた新興階級と同じく、自己の身分を維持するため各自の置かれた地位・各自の持つ權利の合理性を説明することに懸命となつたのであつた。例へば、サン・シモンは王權の意外な發展に當惑し、かかる傾向を促進せよという不逞分子の介在を見て酷く落膽した。改良された社會の實現を空想した著名なこの貴族は、當面のかかる事態の不當な所以を説明し、フランス人のうち特に貴族は征服者フランク族の後裔であつて、既に王國成立の當初において征服の權利に依つて財産と特權とを保持し、國王と立法權を共有してゐるが、一方これに對し第三階級は被征服民ゴ

ル人の末裔であつて、對等の權利を要求することは最初から無理な相談であつたし、又フランスをローマ人の支配から完全に解放して獨立國家たらしめたのは、フランス貴族の祖先に當るフランク人にほかならないのであるからこの絶大な功績に對しても國王はその既得權を侵害してはならないといつてゐた。同一の理由からブーランヴィリエは立法權が大貴族に依つて、又最高法院の權限が小貴族に依つて行使されるべきことを強調し、この階級が如何なる他の階級からの掣肘も及ばない特別に高い地位にあつたことを指摘した。フランス史の事實から一方的に類推されたサン・シモン、ブーランヴィリエのかかる議論は、然し第十八世紀の他の貴族達に依つても好んで利用され、王權を制限しようといふ殘存勢力の果無い野望の唯一の理論的基礎となつたのであつた。

又保守陣營を代表して闘つた有力な貴族の一人にアントレグ伯があつた。一七八八年の大著「三部會に關する覺書」に依つて特に著名なこの論者は、自己の屬する封建階級の勢力を維持するためにも絶對制には反對であつて、そのための手段として、既に廢止された三部會の復活に依る國王大權の再度の掣肘を畫策したのであつた。即ちこの著者に依れば、國王は豫算の編成に當つて三部會を招集する必要がある、法律の制定・變更、公債の募集、課税の決定は三部會の協賛を得なければならぬのであつて、若し三部會がなければ、暴動が各階級の最後の手

段となるから、國家が危險に直面して社會秩序が紊亂した場合には、縱令國王の要請がなくとも三部會は開催されなければならぬのであつた。三部會を繞るかかる議論は然しアントレグ伯に依れば、「神の御手に依つて人間の心中に書かれた」諸原則でもあつて、侵害の出来ないことは絶對君主においても同様であつたのである。

保守派の勢力は大革命直前のフランス社會において意外に根強く、殘存封建勢力の執拗な反抗に革命分子は狼狽したが、結局において保守主義者は没落の運命にあつた。但し革命は、有能な市民上層部との連絡に成功した保守勢力の存在に依つて益々悲劇化され、感々長期化されて行つた。従つて若しも執拗な封建勢力のかかる介在がなかつたならば、革命の慘劇は多少とも緩和されたに違ひない。(渡邊國廣)

リチャード・O・オスボーン
『小企業への申立』

(Richards C. Osborn, The Plea For Small Businesses, The Accounting Review, Vol. XXVI, No. 4, October, 1951.)

小企業の問題が、アメリカにおいて世間の注目をうけるに至つたのは、せいぜい最近三十年以來のことである。一九三三年の大恐慌は、小企業の凡そ八四%を倒産せしめる程のものであ

つた。そして失業者の増大が、これが吸収層としての小企業へ、と世間の關心を惹きつけて行つたことは當然であつた。しかしそれにもまして小企業の救済を考慮せしめるに至つたものは、むしろより多く政治的意圖から出發せるものであつた。弱者に對する救済が、社會正義の問題として取り上げらるべきであるは當然であつたが、自由企業社會の救済者として、又民主主義の擁護にとつては不可欠な要素として、それへの熱狂的支持が表面化するに至つたことは、政府の小企業に對する政治的支援に格好の理由を與えた。家族農場はこれを別としても、アメリカ全企業の九二%を占め三百五十萬以上の投票權を有する此の層への反對は、まさしく「政治的には自殺的行爲」であつた。たしかに家族農業が「アメリカの誇るべき遺産であり、眞の民主主義の最後の堡壘」であつた如く、小企業が危機に類した民主主義にとつての「魔術的萬能藥」たりうるならば、それが如何なる犠牲を伴うものであるにせよ「水準以下の此のグループ」の地位を高めるための努力は惜しまるべきでなからう。

素々小經營を擁護せんとするの根本的動機は「不況期においても雇傭を維持し、且つ被壓迫階級を救済せんとする社會正義であつた」が、しかしその援助計畫は、その要求の範圍をはるかにこえて、小企業はアメリカ自由企業組織の維持と民主主義の保持にとつて本質的なものであるとの觀方に立つて進められた。即ち小企業が代表する中産階級の存在と、更に小企業にとつ

ての經濟的好機の水鏡とによつてのみ民主主義は、はじめて共產主義・國家主義の悪からまのがれうるものとされ、今や小企業の救済はそれ自身の利益のためのみならず、全體としての社會の利益のためにも推進されるべきであるとせられるに至つた。

しかしながらそれがアメリカ經濟において占める重要性はたしかに數の上からは大經營に比してはるかに重要であるとして「それは全生産物中の僅かに三四%を生産するにすぎず」且つアメリカ社會の特徵的性格をつくり上げるという點においては、殆んど何等の重要性をももたない。事實或る分野においては、例えば農村地帯における小賣商業の如きは極めて重要である。しかし大經營が支配的なアメリカ經濟において、小經營が全經濟を指導しうるような力をもちうるに至るとは思われないうし、又價格調整の點においてもそれが支配的な力をふるいうるに至るとは思われぬ。特定の限られた地域と分野においては、たとえそれが今日においても依然として重要であるとしても、「田舎や小都市の小賣商店の時代が已に過去のものとなつたと同様、小企業はその社會的意義の點においても重要性を失いつつあるのであり、その過ぎ去り行くをあわれんで、往時の地位を恢復せしめんとすることは、いたづらに事態の紛糾を招く以外の何物でもない」。

今日あらゆる規模の企業の中で「もつとも成功の見込みなき」小企業にとつて、これを救済するの途は「新たに企業を起さう

とする人々にその無益なことを納得させる以外には何等ほどこすすべは見當らない」とは言え今日迄數多くの「殆んど無益な提案」が眞面目に提起せられて來た。その第一は自己資本の調達を援助すると言ふことに關してであり、第二は外部資本の借入に關してであり、そして第三は税の調整による小企業の救済であつた。

先づ第一の點に關しては、一般に投資には多少の危険を伴うを常とするが、狹隘な市場しかもちえず、且つ非能率的な小企業に投資を通じて他人を参加させることは殆んど不可能に近い。しかも最近の投資家一般の安全性を尊重しようとする態度は、愈々小企業を不利な立場に追い込んでゐる。更に證券市場が事實上彼等にとつてはとざされてゐる今日、先づ資本調達の點において何等かの政府の援助が必要とせられるのである。此の面からの援助の形式については、かなり多くの提案がなされたにもかかわらず、それらは決して完全なものではありえなかつた。提案の多くは多少とも補助金交付の形式をとつたのであつたが、政府としても「申し込んで來るすべての非經濟的計畫に應ずることは馬鹿げたことであつた」し、亦放漫な補助金供與が結果するものは「以前には健全であつた企業をも一層危険な状態におとし入れる」だけであつた。

第二の點に關しては、自己資本の調達が困難であるということは、それは當然借入によつて資本のかなりの部分の調達がな

されなければならぬことを意味する。然し小企業にとつては、「廣く外部からの貸付をうることは只に困難であるのみならず、その利率は高く、且つ期間も短く殆んど堪え難いもの」である。銀行からの貸付がえられぬとするならば、極めて高い利率率においても、彼等は問屋・高利貸の中にその貸手を求めなければならぬ。かかる金融上の不利な立場こそ實は彼等の基本的弱點なのである。銀行が如何なる説明を興えようと、彼等の競争相手たる大企業はより有利な條件で資金の貸付をえてゐるのであり、此の相違が彼等の運命を大きく左右してゐることとは否みえない。そして事實此の點に關しては今日に至るまで殆んど何等の見べき措置がとられてをらず、それは又此の面から積極的援助が事實上不可能であつたことを物語つてゐる。

以上に見た如く、少くとも自己資本の調達及び資本貸付の二點からは、その何れの場合においても、小企業援助の效果的措置を見出すことは出来なかつた。かくて最後に残された途は自らによる自らの援助、即ち企業内部に積立てられた利潤の再投資のみが小企業を没落から救ひうる唯一の方途である。しかし此の方法が、よし効果をもちえたととしても、それは極めて緩慢であり更に今日の税は、利潤の蓄積を不可能ならしめる程高率であり、かつてはそれが小企業金融の重要な源泉であつたが、今日ではもはやその用を果しえない。又以前においてはより富裕な人々の所得乃至資本も小經營の資金調達の一つのルートたりえ

たが、同様にして過重な税負担はもはやそれを許さない。この
において小企業者が税の軽減を要求するのは當然であつたが、
事實此の要求に應えて「數多くの税の減免を意味する提案」が
なされた。しかし創業年度には驚くべき損失を生ずるような小
企業にとつて、その措置が如何なる意味をもちうるであらう
か。此等措置の眞實の効果がもたらされたのは、實はその競争
に苦杯をなめつつある中規模の企業に對してであつて、眞に援
助を必要とした小企業は、その措置のもたらす効果の外におか
れ、否むしろその措置による中規模企業の繁榮は一層小企業の
立場を相對的に苦境におとし入れる結果となつた。

勿論小企業を援助せんとするの試みは以上につきるものでは
ない。その外にも各種各様の提案がなされたのであるが、例え
ば「一層好ましい經濟的氣候乃至環境」を興えようとするのが
その一つである。このために時には公正競争の實現を志向して
大企業の細分が考えられたこともあつたし、又不正競争の制限
や、特許權の拘束がとり上げられたこともあつた。かかる考え
方は明らかに「小企業の重要性に關する誤れる判断」に出發し
たものであつた。今日の時代は、技術の支配する時代であり、
技術の十分な利用の不可能な小企業が不利な立場に立たざるを
えないのは餘りにも當然である。したがつてかかる面からの如
何なる援助も全體としてのアメリカ經濟の犠牲なしにはなされ
えないであらう。たゞ高度の雇傭水準と高度の國民所得の維持

のみが、たとえ限界的な存在であるとは云え、彼等の企業から
の脱落を救うる唯一の方途である。

從來小企業と云う言葉は、決して嚴密な學術用語としてでは
なく、むしろスローガンとして、そして時には「非能率」の別
名でもあるかの如く、用いられて來た。アメリカにおける小企
業は「アメリカ社會にとつての非能率的負擔」であり、又アメ
リカ經濟の發展は「人力及び資源を『自由』ではあるが、しか
し不安定な状態のままこれを維持して行こうとする努力の中に
よりも、むしろそれらを如何にして效果的に利用するかと云う
その方法の發見により多く依存している」のである。フロンテ
イアは無限の好機をアメリカ社會に提供するものであるとの考
えが廣く行われていた如く、小企業を企業におけるフロンテイ
アになぞらえて、そこからアメリカの無限の好機が招來せられ
るであらうと殆んど盲目的に信ぜられて來た。しかし前者は自
由な土地の消滅と共に失われて行つたし、又小企業の限界も今
や明瞭であり、フロンテイアとしてのその意義はうすれ、既に
過去の歴史のことに屬している。もはや今日では「たとえアメ
リカ民主主義が危機に臨んでいるとしても、小企業はそれを救
うる程のものではない」。フロンテイアとしての小企業の基本
的意義が失われた今日、吾々の主要な關心は「吾々の活動の大
部分がそこに依存している大企業の發展及び指導の上に注がる
べき」ではなからうか。